

第11回 通院等乗降介助 ②

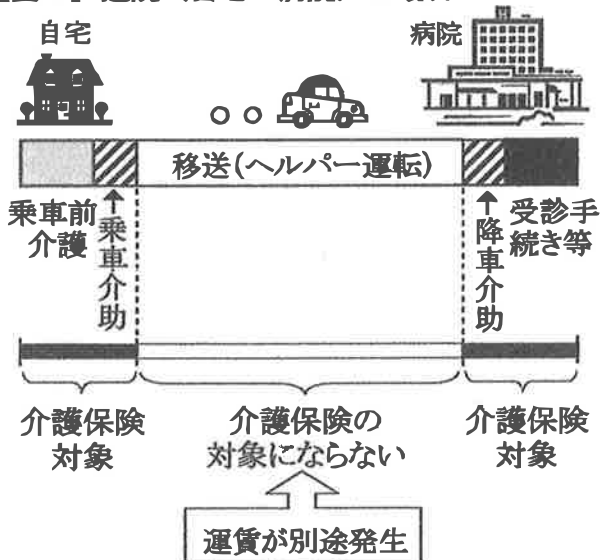
注意！「移送」は介護保険の対象外

前号では、通院等乗降介助（介護保険適用）を利用して通院する場合、利用者は1回100円の介護報酬自己負担分に加え、自宅から病院までの移送費用を負担するということまでお話ししました。

介護保険が適用されるケアプランに基づいた介護サービスの利用では、利用者負担はその介護サービスの総費用（介護報酬）の1割のみとなります。では、なぜ、通院等乗降介助にだけ1割の自己負担のほかに移送費用が発生するのでしょうか。その答えは“移送行為は介護保険の対象とならないから”です。

介護保険は介護行為にのみ適用されるべきという考えから、現行の介護保険制度は通院等乗降介助について、ヘルパーの運転による移送を前提としているものの、移送行為そのものは保険対象外としています。つまり、通院等乗降介助と呼ばれるサービスは同一へ

[図1] 通院（自宅～病院）の場合



ルパーによる「移送」とその前後の「介護」から成りますが、「介護」だけが介護保険の給付の対象となるということです。

前回の自宅から病院までのケースにあてはめて考えてみましょう(図1参照)。乗車前介助、乗車/降車介助、受診手続き等は介護保険の給付対象ですが、逆に移送部分は利用者が費用(各事業所が時間や距離等に応じて設定)を別途負担することになります。

通院等乗降介助にまつわる緒問題

さて、制度上ややこしい部分の多い通院等乗降介助ですが、要介護透析患者の通院にとって重要なサービスであることは確かです。しかし、他方で通院等乗降介助はこれからお話しするような様々な問題を抱えています。

●問題その1 院内介助について

通院等乗降介助には一連の“介護～移送～介護”のなかに、乗降介助前後に行われる介護として、受診手続きや薬の受け取りなど病院内でのヘルパーの活動が認められています。

ただし、このヘルパーの活動は医療機関窓口(受付)までに限られ、原則として院内の介助は病院スタッフが行うことになっています。例えば、受付から診察室までの移動介助は通院等乗降介助の範疇に入りません。しかしながら、必ずしもこの原則通りに通院等乗降介助が運用されているわけではないといわれています。(次号に続く)

次回は…
通院等乗降介助 ③